

## 船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成を推進するための事業を実施する町会・自治会単位で結成された各地区の青少年育成会（以下「青少年育成会」という。）に対して、船橋市青少年育成会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）及び船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は青少年育成会または他団体と共催で行う青少年対象の事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 交流事業
- (2) 青少年リーダー等の育成事業
- (3) 青少年に対する理解を高める講演会事業
- (4) その他青少年の健全な心身を育む事業

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号により算出した額の内、いずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 青少年育成会の属する町会・自治会の世帯数に応じ、別表2により算出した額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする青少年育成会の会長（以下「申請者」という。）は、船橋市青少年育成会事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 役員名簿（第11号様式）
- (4) 青少年育成会会則
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を船橋市青少年育成会事業費補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、補助対象事業の完了後、速やかに船橋市青少年育成会事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（第4号様式）
- (2) 収支決算書（第5号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、申請者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、船橋市青少年育成会事業費補助金実績報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市青少年育成会事業費補助金確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知する。

（交付時期）

第9条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の完了前に概

算払いにて交付することができる。

(概算払の請求等)

第10条 申請者は、前条ただし書きの規定により、概算払いを受けようとするときは、船橋市青少年育成会事業費補助金概算払請求書(第9号様式)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を概算払いすることができる。

3 申請者は、補助金額の確定後、戻入金が生じた場合は、速やかに、精算の手続きを行うとともに船橋市青少年育成会事業費補助金精算書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。また、未交付額を請求する場合には、船橋市青少年育成会事業費補助金追給(不足)交付請求書(第12号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

(書類の整備)

第12条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市青少年育成会事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(第13号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、

当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

附則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は平成28年3月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和4年6月1日から施行する。

別表1

補助対象経費	
・ 報償費	・ 通信費
・ 消耗品費	・ 保険料
・ 原材料費	・ 交通費
・ 印刷製本費	・ 使用料

別表2

青少年育成会補助限度額

青少年育成会が属する町会・自治会の世帯数	算定額
201世帯以上	一世帯当たり50円を乗じた額
200世帯以下	10,000円

船橋市長 あて

住 所

育成会名

申 請 者

船橋市青少年育成会事業費補助金交付申請書

年度船橋市青少年育成会事業費補助金として、船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記金額を交付願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1	補助金交付申請額	金	円
	(内訳)		
	限度額① (201世帯以上)	50円 × _____ 世帯 =	円
	限度額② (200世帯以下)	_____ 世帯	10,000円
	補助対象経費の1/2		円
	限度額①又は②と補助対象経費の1/2のいずれか低い額		円

2 消費税の適用に関する事項 (該当するものに)

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1) で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ( )



第3号様式

船橋市青少年育成会収支予算書 ( 年度)

育成会名 ( )

収 入

科 目	金 額	内 訳
市 補 助 金		
会 費		
町 会 ・ 自 治 会 支 出 金		
そ の 他		
繰 越 金		
合 計		

支 出

科 目	金 額	内 訳
報 賞 費 ①		
消 耗 品 費 ② (文具, 食材等)		
原 材 料 費 ③ ( 木 材 等 )		
印 刷 製 本 費 ④		
通 信 費 ⑤		
保 険 料 ⑥		
交 通 費 ⑦		
使 用 料 ⑧		
補 助 対 象 経 費 ① ~ ⑧ の 計		
補 助 対 象 経 費 外		
予 備 費		
合 計		





第5号様式

船橋市青少年育成会収支決算書 ( 年度)

育成会名 ( )

収 入

科 目	金 額	内 訳
市 補 助 金		
会 費		
町 会 ・ 自 治 会 支 出 金		
そ の 他		
繰 越 金		
合 計		

支 出

科 目	金 額	内 訳
報 賞 費 ①		
消 耗 品 費 ② (文具, 食材等)		
原 材 料 費 ③ ( 木 材 等 )		
印 刷 製 本 費 ④		
通 信 費 ⑤		
保 険 料 ⑥		
交 通 費 ⑦		
使 用 料 ⑧		
補 助 対 象 経 費 ① ~ ⑧ の 計		
補 助 対 象 外 経 費		
繰 越 金		
合 計		

第6号様式

船橋市青少年育成会事業費補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教青指令第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので、船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市青少年育成会事業費補助金
補助事業等の名称			
経費所要総額のうち補助の対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期		年 月	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。</li><li>2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。</li><li>3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li><li>4 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。</li></ol>		

第7号様式

年 月 日

船橋市長 へ

住 所

育成会名

申 請 者

### 船橋市青少年育成会事業費補助金実績報告書

船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告いたします。

#### 記

- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 船橋市青少年育成会事業報告書 | 1部 |
| 2 | 船橋市青少年育成会収支決算書 | 1部 |

第8号様式

船橋市青少年育成会事業費補助金確定通知書

船 教 青 第      号  
年    月      日

様

船 橋 市 長

年    月    日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

指令年月日	年    月    日	指令番号	船橋市教育委員会教育指令第    号
補助年度	年 度	補助金の名称	船橋市青少年育成会事業費補助金
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
交 付 済 額	円		
補助対象経費精算額	円		
未 交 付 額	円		
交 付 確 定 額	円		

第9号様式

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

育成会名

申 請 者

船橋市青少年育成会事業費補助金概算払請求書

年 月 日付船橋市教育委員会教育指令第 号で交付決定のあった船橋市青少年育成会事業費補助金を、船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり概算払請求いたします。

金

円

(概算払いが必要な理由)

--

第10号様式

船橋市青少年育成会事業費補助金精算書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

育 成 会 名

申 請 者

年 月 日付け 第 号をもって額の確定があった  
年度船橋市青少年育成会事業費補助金について、船橋市青少年育成会事業費補助金  
交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり精算します。

記

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	船橋市教育委員会教青指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金等の名称	船橋市青少年育成会事業費補助金
交 付 決 定 額			円
既 交 付 額			円
交 付 確 定 額			円
精 算 額			円



第12号様式

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

育成会名

申 請 者

船橋市青少年育成会事業費補助金追給（不足）交付請求書

年 月 日付船教育第 号で額の確定のあった船橋市青少年育成会  
事業費補助金を、船橋市青少年育成会事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定によ  
り未交付額 円を請求いたします。



第13号様式

船橋市青少年育成会事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

育成会名

申 請 者

年 月 日付船教育第 号により交付決定があった船橋市青少年育成会事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 確定申告により確定した船橋市青少年育成会事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること） \_\_\_\_\_ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

- ・返還額算出シート  
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）